

**申告期限は
3月15日(木)**

平成30年度申告受付・相談日程表

混雑緩和のため、受付地区を指定させていただいておりますが、指定日に来られない方は、日程表のご都合の良い会場をご利用ください。申告には、「マイナンバー(個人番号)」の記載が必要となります。申告方法に関する詳細は市報2月号に掲載します。

市民税課市民税担当 ☎22-2209
吉田・大滝・荒川総合支所税務担当
吉田☎77-1113 大滝☎55-0101
荒川☎54-2111

秩父地区

2月16日～3月2日 いずれも午前9時～午後4時
この期間に申告される方は、各公民館会場にお越しください。

月日	申告受付会場	申告受付対象地区
2/16(金)	久那公民館	久那地区
2/19(月)	影森公民館	宮本・大沼・八幡・巴
2/20(火)		栄・旭・蒲山
2/21(水)	原谷公民館	諏訪
2/22(木)		宮崎・大野原
2/23(金)	尾田蒔公民館	上黒谷・下黒谷
2/26(月)		中寺尾・下寺尾
2/27(火)	高篠公民館	上寺尾・蒔田・田村
2/28(水)		上山田・下山田
3/1(木)	大田公民館	中山田・栃谷本・栃谷・定峰
3/2(金)		大田地区

3月5日～3月15日 いずれも午前9時～午後4時
この期間に申告される方は、市役所本庁舎にお越しください。

月日	申告受付会場	申告受付対象地区
3/5(月)	市市民会館 2階第2会議室 ※秩父市役所本庁舎の正面玄関からお入りください。	日野田町・熊木町
3/6(火)		野坂町・宮側町・番場町・上野町
3/7(水)		上町・中町
3/8(木)		本町・中村町
3/9(金)		東町・道生町・近戸町・永田町
3/11(日)		平日に都合のつかない方
3/12(月)		桜木町・金室町・柳田町・阿保町
3/13(火)		大畑町・滝の上町・上宮地町
3/14(水)		中宮地町・下宮地町・相生町・別所
3/15(木)		該当日に都合のつかない方

荒川地区

受付時間 いずれも午前9時～午後4時

月日	申告受付会場	申告受付対象地区
2/16(金)	荒川総合支所	名水久那(久那)
2/19(月)		石原(下石原・上石原3区・上田野北県住)
2/20(火)		石原(上石原1区・上石原2区)
2/21(水)		若御子(栃久保・越)
2/22(木)		若御子(榎屋)
2/23(金)		若御子(船川・上田野県住) 上田野(事上)
2/26(月)		上田野(上半縄)
2/27(火)		上田野(下半縄)
2/28(水)		上田野(坂口)
3/1(木)		荒川日野(芦川)
3/2(金)		荒川日野(下日野)
3/5(月)		荒川日野(寺沢) 荒川中央(大塚)
3/6(火)		荒川中央(松葉・小野原・鷺ノ巣・柴原・皆谷原住宅)
3/7(水)		下白久(豆早原・橋場・原)
3/8(木)		上白久(青梅・上サ・白久住宅)
3/9(金)	上白久(中野) 日向(上郷)	
3/11(日)	平日に都合のつかない方	
3/12(月)	日向(上平・反平・下郷)	
3/13(火)	贛川(猪鼻・町分・古池・大指)	
3/14(水)	該当日に都合のつかない方	
3/15(木)		

吉田地区

月日	申告受付会場	受付時間	申告受付対象地区
2/16(金)	吉田総合支所	午前9時～午後4時	吉田阿熊
2/19(月)			吉田久長(久長上)
2/20(火)			吉田久長(久長元・藤頼)
2/21(水)			下吉田(取方・桜井)
2/22(木)			下吉田(本町・上町・仲町・新志)
2/23(金)			下吉田(藤沢・関小暮)
2/26(月)			下吉田(新田原)
2/27(火)	吉田石間交流学習館	午前9時～正午	吉田石間
	吉田小学校太田部分校	午後2時30分～3時30分	吉田太田部
2/28(水)	吉祥苑 上吉田テニサービスセンター	午前9時～正午	上吉田(明ヶ平・小川)
		午後1時～4時	上吉田(塚越・女形)
3/1(木)		午前9時～正午	上吉田(女部田・大波見・小川戸)
		午後1時～4時	上吉田(中島・千鹿谷・久形)
3/2(金)	吉田総合支所	午前9時～午後4時	下吉田(上野釜の上赤柴・橋倉)
3/5(月)			下吉田(布里田中・矢畑)
3/6(火)			下吉田(井上)
3/7(水)			下吉田(椋本)
3/8(木)			上吉田(石間戸・大桐部)
3/9(金)		午後1時～4時	上吉田(宮戸)
3/11(日)		午前9時～午後4時	平日に都合のつかない方
3/12(月)		午前9時～午後4時	該当日に都合のつかない方
3/13(火)			
3/14(水)			
3/15(木)			

大滝地区

月日	申告受付会場	受付時間	申告受付対象地区	
2/16(金)	大滝総合支所	午前9時～午後4時	該当日に都合のつかない方	
2/19(月)				
2/20(火)		午前9時～正午	大滝原区・大輪区・神岡区	
		午後1時～4時	鶉平区・久保区・二瀬区	
2/21(水)		午前9時～正午	落合区・三十槌区・小双里区	
		午後1時～4時	該当日に都合のつかない方	
2/22(木)～ 2/23(金)			午前9時～午後4時	該当日に都合のつかない方
2/26(月)～ 3/2(金)				
3/5(月)				
3/6(火)		強石健康元気プラザ	午前9時30分～11時30分	強石区・築場区・大血川区
		寺井区集会所	午後1時30分～3時30分	麻生区・寺井区・上中尾区
3/7(水)		中津川区集会所	午前10時～11時	中双里区・中津川区
		栃本会館	午後1時30分～3時30分	栃本区・川又区
3/8(木)		三峰コミュニティセンター	午前10時～11時	三峰区
3/9(金)		大滝総合支所	午前9時～午後4時	該当日に都合のつかない方
3/12(月)～ 3/15(木)	大滝総合支所	午前9時～午後4時	該当日に都合のつかない方	

日曜日の申告受付 ～平日に都合のつかない方の申告を受け付けます～
※市役所内の各担当課および税務署へ確認が必要となる申告は、受付できない場合があります。

月日	申告受付会場	受付時間	申告受付対象地区
3/11(日)	市市民会館2階第2会議室 吉田総合支所 荒川総合支所	午前9時～午後4時	市内全域 吉田総合支所管内の方 荒川総合支所管内の方

※各会場とも、上記以外の休日(土・日)の申告受付は行いません。
※大雪などにより日程に変更が生じる場合があります。

償却資産(固定資産税)の申告はお早めに!

平成30年1月1日現在、市内に事業用資産(償却資産)をお持ちの方は、申告が必要です。また、太陽光パネルを地上や架

台に乗せて屋根に設置した方は、償却資産の申告を要する場合があります。設備が償却資産に該当するか判断が困難な場合は、資産税課までお問い合わせください。

申告期限 1月31日(水)

申告場所 資産税課または吉田・大滝・荒川総合支所市民福祉課

☎・問 資産税課 ☎25-16076
吉田・大滝・荒川総合支所市民福祉課

課税務担当
吉田 ☎77-11113
大滝 ☎55-10101
荒川 ☎54-21115

税理士による所得税の還付申告無料相談

少額な還付申告相談および申告書の作成を無料で行います。最寄りの税理士事務所へ事前に電話連絡の上、お出かけください。

とき 2月1日(木)～15日(木)
(土・日・祝日を除く)

午前9時30分～午後4時
※相談の内容によっては低額ですが有料となることもあります。

関東信越税理士会秩父支部

事務局 ☎24-17540

HP 「税理士会秩父支部」で検索!

税の申告に使えます！ 社会保険料控除のご案内

平成29年中に納めた国民健康保険税、介護保険料および後期高齢者医療保険料の納付額は、所得税や市県民税の確定申告等で「社会保険料控除」の一部として使用できます。なお、申告の際には次の書類が必要ですので、事前の準備をお願いします。

●申告の際に必要な書類

対象	必要な書類
・国民健康保険税を納めた方 ・介護保険料を納めた方のうちで65歳以上の方 ・後期高齢者医療保険料を納めた方	○年金から特別徴収（天引き）されている方（本人のみ）： 年金保険者から送付される源泉徴収票 ※1月下旬までに送付 ○納入通知書で納付の方（負担者）：各個人で保管されている領収書 ○口座振替で納付の方（負担者）：市から送付される口座振替分の納付済通知書 ※1月下旬に送付

年金から特別徴収（天引き）されている以外の方で、1年間の納付額が不明の場合、市が発行する保険料（税）の証明書が確定申告等に利用できます。原則、本人または同一世帯の方（代理人の場合は委任状等が必要）が、次の窓口で申請をお願いします。

●市で発行できる証明書

証明書の種別	申請する窓口
①国民健康保険税納付額確認書	収納課（本庁舎1階）☎22-2210 吉田・大滝・荒川総合支所市民福祉課 吉田☎77-1113 大滝☎55-0863 荒川☎54-2111
②介護保険料納付証明書	高齢者介護課（本庁舎1階）☎25-5205 ※介護保険被保険者証を持参してください。 吉田・大滝・荒川総合支所市民福祉課 吉田☎72-6082 大滝☎55-0865 荒川☎54-2116
③後期高齢者医療保険料納付証明書	保険年金課（本庁舎1階）☎25-5201 吉田・大滝・荒川総合支所市民福祉課 吉田☎72-6082 大滝☎55-0863 荒川☎54-2111

※①～③の証明書は、事情により窓口での申請が難しい場合、電話申請によりご自宅への郵送も可能ですが、発送は後日となります。



医療費控除は、領収書の提出の代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必要となります。

「医療費控除の明細書」の用紙は、国税庁からダウンロードできます。また、2月以降は、市役所・各総合支所に用意します。医療費の領収書は、自宅で5年間保管する必要があります。平成32年度分までは、これまで通り領収書の添付または提示によることもできます。

セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）が新設されました。

健康の保持増進および疾病の予防として①一定の取り組み（特定健康診査、予防接種、定期健康診査、健康診査、がん検診等）を行う個人が、②平成29年1月1日以降に③自己または自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る一定の特定一般用医薬品等購入費（※）を支払った場合に、④その合計が1万2千円を超えると、その超える部分の金額（最高8万8千円）について、所得控除が受けられます。従来の医療費控除との併用はできませんので、どちらかを選択してください。詳しくは、国税庁をご覧ください。

※特定一般用医薬品等購入費…医師によって処方される医薬品（医療用医薬品）から薬局などで購入できる医薬品に転用された医薬品（スイッチOTC医薬品）の購入費

問 市民税課市民税担当
☎22-2209

平成30年度市県民税申告・平成29年分確定申告から